代醉錄

皇太子の御法會祝文
菱湖と山陽
唱歌中の豪のもの
古高遊業を淡ず
文人雅流
福澤翁の逸話
山本權兵衛の逸話
芳尾と國千代

紀一の文
英一條のこと

巻一

特別
14
1919
42

176348

皇太子殿下御慶事奉祝ノ儀ニ付協議相達ヲ候処本院ヨリ議員各位ノ名ヨリ献品ヲ為スコトト献納品ノ意匠買上献納ノ手続ハ適ヲ事務局ニ任スルコトヲ一名ヨリ金五圓ヲ醵金スルコトニ決定致候間御通知申上候尤金額ノ儀ハ取扱ノ手続モ有之候ニ付遅クモ来ル四月十五日迄ニ貴院事務局庶務課宛御送金有之様致度此段得貴意候也

明治三十三年三月三十日

片岡健吉　樋山和夫　栗原亮一　佐々友房
元田肇　島田三郎　尾崎行雄　長谷場純孝
高梨哲四郎　白井哲夫　犬養毅
田口卯吉　星亨　松田正久

38- 8870

[illegible]千法[illegible]ぶ[illegible]八七[illegible]五円[illegible]を
徴[illegible]も下[illegible]代[illegible]士[illegible]て献す
[illegible]の[illegible]仏[illegible]子[illegible]の[illegible]円[illegible]仏[illegible]
仏[illegible]も徴[illegible]ると云[illegible]
[illegible]獣の[illegible]仏[illegible]の[illegible]
[illegible]献[illegible]
[illegible]万円仏[illegible]を献[illegible]
[illegible]
[illegible]高[illegible]
千[illegible]法[illegible]し美術[illegible]
役立の一[illegible]
[illegible]円を[illegible]

中[illegible]御[illegible]と云ふ仏[illegible]で
[illegible]の[illegible]虫のよい[illegible]
[illegible]
[illegible]献[illegible]仏[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
と思ふ
日[illegible]月曜[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

菱湖と山陽

墨禪

菱湖の文は柳灣漁唱に一篇の跋があるのと醫中集の小序と評とがある位のもので其外に見たことも無いから得意の方ではなからうと思ふ、然るに山陽の外史を改竄したといふのは少し請取にくい話であるが是も松田雪柯の父が親しく山陽から聞いたといふものであれはマサカ嘘でもなからう

元來山陽は腕の利く男で筆を執つては鬼神を挫ぐ力もあるが學問は寧ろ淺薄な方である讀書力を比べたなら或は菱湖の方が上であつたかも知れぬから外史の批評といふも文章の巧拙を論ずるものでなく誤謬を指摘したものかも知れぬ、それであれは山陽が一々服從したといふのも道理であらう

道理であらうがあるまいがそれは姑く措ても二人の交誼は兎に角く懇意の間柄であつたらしい隨分藝道の得失を論ずたこともあらうし何にかに就けて相談もあつたであらうと思はれるのは是も高木法古の話で岩溪蒙川氏から聞いたことがある

菱湖は常々「山陽は如才のない男だ」といつて居たそうだが、それはどういふ譯かといふに、或るとき山陽は菱湖に問ふて「君は扇子を書くときはどうするか」といふたそうだ「どうもしないや唯だ書くだけさ」と答ると「デモあらうが墨はどうするね」「墨だッて尋常の墨さ」「そうか實は僕の樣な惡書で扇子一本に一朱とか二朱とかいふ潤筆を取るのは氣の毒でもあり勿体ないやうな心地もするセメテ墨だけでも善いのを用ゐようと思つてもそう善い墨の多くあるのでもなし有ッたにしろ代金が高いからそう〳〵は用ゐ切れないやそこで僕は考いた先づ扇子を書くときには臙脂と麝香を少し溶いて墨の中へ磨り込むのだ臙脂は能く墨色を出すからピカ〳〵金光がする一寸開いて見ても麝香の薫がプンと來るから山陽先生の潤筆は高いやうでも善い墨を用ゐられるから價値があるといはれるやうな譯さ」といつたそうだ

成程「山陽は如才のない男だ」菱湖がそう言つたばかりぢやない外にも其證據とすべき話がある、トいふのは山陽の友人中で尤も別懇なのは浪華の小竹だ、小竹は骨董癖の主人で金はあるが學問にかけても文章にかけても是れぞといふ程のものもないのに山陽は無暗に小竹を賛めたてる、門生等は皆な不服であるる「先生餘り賛めすぎはしませんか」といふと先生抜からぬ顔で馬鹿をいへ小竹の外に誰が已れに書籍買ふ錢を借すものがあるか」といつたそうだ「成程山陽は如才のない男だ」

英雄欺人（菱湖の逸事）

墨禪

衆菱湖が近代の一大書家であることは、今更言ふまでもないが、啻に書法に長けたばかりでなく、詩は柳灣と肩を比べ文は山陽をして低首せしめたことは前回の日曜附錄で岩溪蒙川氏が物された「柳灣菱湖」の中にも見わた如くである、蒙川氏は菱湖が身後の知己を以て自ら許して居られるだけ其逸事をも能く取調べて置かれた、中には隨分面白い話もある

高木といへは東京でも有名な筆舗だが其主人は法古と號して風流好事、俠氣もあり能く諸文士の世話をしたもので取り分け菱湖とは懇意で家政萬端の世話を引受けて居たそうだが、蒙川氏は多く此老人から菱湖の逸事を聞いたそうだ、今讀者に紹介するのも實は其一ッである

處は東京在、青梅であつたか、所澤であつたか、しかとは記憶せぬが、いづれ近所で村の鎮守に奉納の幟を持らへることになつた、其幟は五反下りとか六反下りとかいふもので、大きな方では殆ど古今未曾有といふべきもので有つたそうだ、斯ういふ大きな幟であるから書き手も尋常の書家では面白くない當時天下隨一といふ菱湖先生の揮毫を願ひたいといふので其の周旋を法古老人に頼んで來た、「宜しい已れが世話してやらう潤筆は少し高いか知らぬが拾両出せ」といつて法古が引受けたがサテ困つたのは其幟を書く場所が無いのである

何しろ古今未曾有といふ大幟、五反下りとしても十何丈といふ長さであるから、淺草の東本願寺か築地の西本願寺でもなければ容易に擴げる事が出來ぬドウしたものかと菱湖に相談すると「ナニそんなオツクウなことをせずともドウセ酒を一盃飲まねばならぬからドコかの茶屋か待合で淳山だ」といふから「ソレぢやあ日本橋の『壽』はドウだ、待合ではあるが可なり大きな坐敷もある」といふと「デハ一寸其の坐敷の下見をして置かう」といふので法古と二人で『壽』へ行き一應樓上へ通つて其樣樣を見た上で、

「之で揮結」といふから、彌々揮毫の場所は「壽」と極まつた

籠て揮毫の日は來た、門生は勿論氏子總代等も朝から「壽」へ詰め掛けて墨を磨るやら筆を調べるやら萬事準備を整へる、「菱湖先生が大幟を書かれるそうだが拜見を願いたい」といつて來たものもある、菱湖はといへば座客を相手に一盃又一盃談笑の間に時は移る酒は廻る玉山將に倒れんとする有樣となつても先生は中々筆を執らぬ、「先生用意は出來ました」と再三再四門生の注意を受けて、漸くのことに「去らば」と起つて小用に往つたが醉步蹌々人の扶げを待たねばならぬ有樣である「コンナに醉つても筆が執られるものであらうか」と氣遣ふ人も多かつたが菱湖は一向平氣である、籠て一盤の冷水を呼で顏を洗い「アー生々した」といつて座に戻り、再び數盃を傾けて「サア遣るぞ」と等身大の大毫を提げて起つた座客は一同眼を瞪つた、語は何といつたか聞き洩したが、古今未曾有の大幟に書くのが十字、それも場所が狹いから一字書く跡からグル〳〵卷くので見通は利かぬ「此字割は餘程むづかしからう」と餘計な心配をしたものもあつたが、大毫を提げて立つが早いか、健腕一揮、龍躍り蛇走つて、一字々々書いては卷き〳〵看る間に十字を書き了りて、十餘丈の白布餘りもせず不足もせず落款の位置迄シツクリ納つて、古今未曾有の大幟は出來た

流石は日本隨一の書家だ、此大幟を字割もせずに能く書いたと、さしもの法古も舌を捲いた、座客も一同感歎して、「アー美事〳〵」の聲は四邊より起つたから、菱湖も自から得意滿面ならざるを得ない、筆を擲つて快然再び酒盃を呼び鯨の如くに飲み泥の如くに醉ふた後、門生に扶け起されて歸り去つたが、跡に狼藉たる盃盤の間に、取り殘されてあつたのは、確かに見覺のある紙入一箇

文人といふものは氣柔なものだ如何に大醉したれどとて大切な紙入を遺して行つたよコレ〳〵跡で屆けてやらうと拾ひ上げた法古は「併し待てよ、アノ無頓着な男が紙入を持つて歩行くのが不思議位なものだ中にはどんな物があるだらう」と不圖起つた物好きの心から、ソット開いて見ると潤筆として貰つた拾両の金包の外に、五寸ばかりの反古紙一枚、「何だらう」と擴げて見ると、コリヤ意外、其の反古紙は即ち『壽』の座敷の繪圖である、縱に何枚横に何枚と其席に敷き込んである疊の通りに寫して一字々々其疊の上に字割が出來て居る、法古茲に至つて始めて手を拍つた「バヽア讀めた、彼奴め座敷の下見などこぬかしてコツソリ疊に字割の見當を付けて置いたんだわい」

如何なる放膽な人でも其道に掛けると隨分細心の工夫は出るものだ、菱湖が疊の字割も此類で實は英雄人を欺く手段であつた

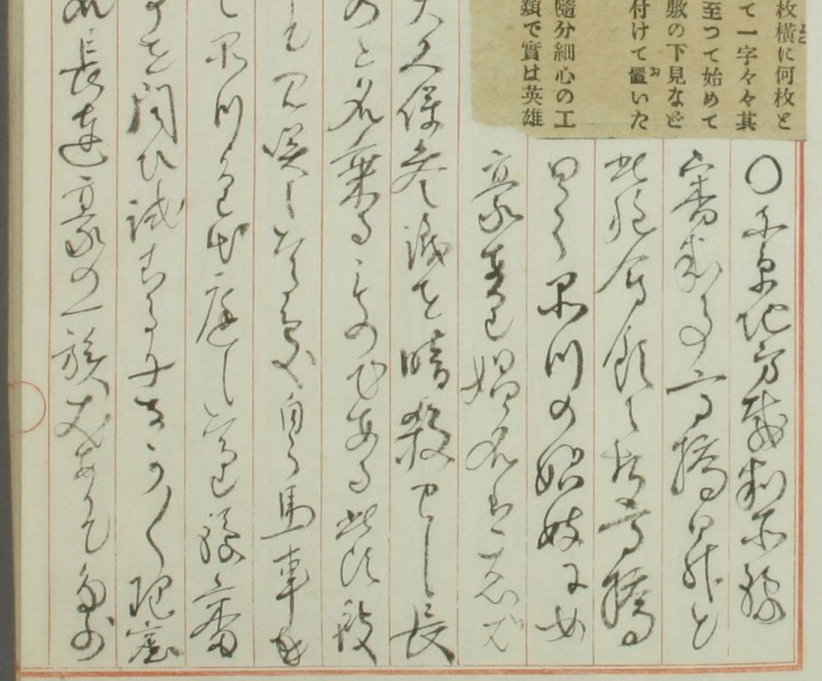

文武のまゝ業あるも四海の[illegible]
なる一面を代るまゝ[illegible]の[illegible]
[illegible]を[illegible]
[illegible]
この[illegible]
[illegible]
[illegible]
○[illegible]
て[illegible]
[illegible]
[illegible]

釘をおしまんで磔がゝ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
○[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

立ち止まりて本来の面目うんぬん何なりと工夫するもの多く
又早合点する人もあるんが今の坐禅工夫をさるものの
意義を考えずして単に結跏趺坐すること手位の
意義をのみ考えるべし但し坐禅して動揺するときは
意思煩悩雲霧を生ずるべけれども
何ぞ自家の本性を見ること能はざる剖切なる自覚を
〻考へ満身の注意力を考へ
七之を工夫するを為すべきを決して心を頭脳の上に
注ぐ可からず是れ最第一緊要の仕方
歳心配を生ずるなどを生嫌りしなるもの
陰での心的作用は脳蓋骨裡に生ずる為注意

二次の際頭脳を労するは自然なることなれども
うっかり誤解を大なるは近年の学説
頭脳偏重説をとらず所謂
と言はず全身を考へるとの意味を人は生
神工夫するときは脳神の灰白質細胞の化学的
変化をなすべきなり
悪く多少の活力を消費すれども角
注意を脳裏のみかのみ
生ず猶ほ肺患きっかけの神経質の感ある由
自ら病を作るものなり故に坐禅工夫のときは全身
の力を下腹に加へ肺臓心臓をして充分の活動を得

めんを面す、脊梁骨を天の柱に譬へ、肩を泰山の動うごかるがごとく、実也し流その心の作用に此下腹の裡の形を活動し、その志の指揮を待つて、あるべきものと思ひ做せ、此の工夫をすること着実なれば胸中の塊然たる花芽すべて膨脹の病のごとく大腹となり、雖然ながらの位格を性急にして拙速にしきるは後世自己の功業を目前の形容に求むるは節制謹厚の徳を失ひ、故能の意味を失ひ、遂ちは各自に含得して如何を説くを要ぶべし

○病中作

あるも陽あるを陰とも

もあるべし一説あるも代の

あるべきもつけつ

○伊特冊尊　冊ナニトヨムベキの義なり一冊の字を誤りて冊代

ナニトヨムベキの義なり玉の字を再千代切而也重也仍也あ

りあつる物を若ぶる重も重ぶの義なり仍も紹

ぶの義なり重ぶを再ぶ伊特の冊尊と書

くべし

○弁度　或云ハく弁度法師の名実伝の見え

ずとりたんの説なり東鑑巻十文治元年

己巳十一月三日同十八日の條にくとう静の名

六日の條にあり

○へえめ」の字　へのの字古書にはエと作る字

道風が真跡にも工と作る工と片の字の省けるもあり片の字俗に片と作るを省きて工とあり

て轉じてへとよむなり一說にへ字又邊の省

なりと云ふは非なり白氏八八の省とあるに京

はるかに非なり赤元の字工とよむ元の字のは

非なり元の字の工の字訓なり　元は衣の字の

古文衣を略して元とあるなり元めは形

成を下へはねるべきをはねずして元

めはねるべきなり元の字の作なり

めの字は世字なり古文に男女をメヲトとよ

みまがへんばめは女の字なり一說に面

の字の省めなりと云ふはあるべし

○人名唱以字音　日本人名を字音をもて

唱ふたとへば道風をダウフウ俊成をはシユンセイ

定家をテイカ忠隆をばカリウと唱ふる類

なりと云ふ說あるも拙きなり延喜の時の人

云ひ習はしうは上古にはなきなり人

丸をニングワンとはいはず毒人をシヤクニン

とはいはず民部をミンブと云へり時平大臣をシヘ

イノオトドと云ひ俗になりは延喜の比なるの

[illegible]

○樋殿　今あるこの流れの清水のことなり

[illegible]

[illegible]

[illegible]

と筒と序る一つあるよあるべき田舎の人云く
梔仮梔花の梔ちちちの人知る傳仰ちちと言
槭也和名鈔ハ槭ハ廂也廂設文云槭（音投）行清廁也
廂也国語注云廂（音投）行清廁也
○[illegible]
あさうくれてあるいくとちいさいうちちいさいう
ろくずうちちちちちさうのるもちちちくは風
ちさうくれて元さうくれとはいくどさまれは鶏
も明もかうちちあちちの人の国家共ちちち
命ちちちあるはちちんばかをうしるあもちちい
とうし

○ミトノマクハヒ（ハヒの二字ワイとよむ）　日本紀に
代世為夫婦の三字をミトノマクハヒと訓ず同一
書に又同じ「ミトノマクハヒ」とは詞の移注況
ちちちち迂を迂ちる後もあるも迂あちちる身と身
と交へかかるの敵侍ちちちちしミトノマクハヒを脱し
てマリとのちちいしちちあるも七令著少集（巻十六
興言利口の部）坂門院十年比めしつかふ侍の
あるしけう仰らちくさ事みりてちちなるんと
仰ちけの成淀ちちちちちちちるちちをしける
九いいまこもちをまちきうけ侍くはまきはて
侍りてまちるへしと書きうけう（古略）

御物を苞結けとそふるをかそへ書きたんば必ず
を交接かけたる者とそをそ絡んたるをいくる
ものそそそそまきとそをはアリくを吸てマリ
とそいひマクの弱轉してマキといふそそ世俗事
○蠬破前蛇苦本　新猿生記ニ云くく野干坂伊賀
事之男祭卯蛇苦本舞稲荷山阿小町之愛法鼈
蠬破前、苦ニ云ト、蛇の文解セそそ或人問之答て云
はく野干坂は地名そそ伊賀事は女の名そそ男
祭之男そ產ル人そそ蛇苦本ニ陰門そ
和名抄ニ以用字為女陰とあそそ伝て用の字
字を以て貝の字訓そ傳そ轉して蟾といくるそ

陰門を蛇の肉のなそそ平偏そして寫キ誤そそ蛇
苦本と異名をなけそそ稲荷山は地名そそ阿小
町之男の名そそ愛法は女之愛セそんことを
傳新そ傳伝そそ觀玉命ニ云見卯鼻也と
ちそそ鼻のアフノキテ宣さゆく宮ムを示鼈
はカツラそそ　古代カツラを生そて食らそそ
（つれぐそそそも見えそそ）能しうたあて用ゆる所
古代ニ陰門とあるもカメウオを吸てカツラと
そ示今のカツラブシとそ云そそ破前も陰茎
そそ和名抄ニ房内經云玉茎（男の陰也）楊氏
漢法抄云屎（破前一云麻前良）とあそ（麻良と

手は麻前良の中略也　「羅」「羅紗前」とは陰茎
起張したかワラブシ　のめく陰茎　陰茎を立さま
へちけて　「羅」のアフノキなるめくさをいふ異なり
鞦を鞦の心なりとも　あとの陰茎
○式法の玉源義経の虎の皮と云は太公望の
あらえしける六韜と云書の中の虎の韜の皮
を立也今の世にも六韜の書はいしたいなる
いくらもあれども義経の所ふるまひ
学文なくしてかうしかの鬼一法眼なれ人なる
せさるを義経のひとうま盗みもしも実韜
の巻えうをしをしを虎の皮とそ

此説ともあるへき故ナリ　○文故に
○縄　此きまりの足へとも縄
とまりかしくまりとも也　皆を下等
なる人は肩をぬきあとをもあとをもの
牛馬の所をうちてつのうす心を縄
所をとも也　むかしあるさまの心を
引出物のうを縄所といふもあるも上ず
の人なも等級の人なも縄所といて下級
の者いのうち　○文故に
○又のもうと云ハ屋の上の方々蒲莫
色の絹を黒く　　敷をいくらも

陰なるを一幅持まそうなるを云ふもつこうき
めと云ふ也もの〻うハ帽額と云ひたるを
おろふとも出つる人のひたゝのようおろか
なの人也人の表の役まつこと云ふも帽額
と陰なる役なんばもつこうと云こ又こうすも
こう禁意少用也るこうなるこうを云めくるこうを
書の人の為なハ表と云めくるこうを
用也（もこうこう陰の為ものこうこうし
ら文発記
○健必不（コヒニ）と云ふ中ものこうこうを集る人
なるこうら文発記今の事文中屋を使文ものこうべき

て、
○二字をすること　古今著聞集ニ刑部
丞義光うハ修修理大夫顕季ニ二字を書て
もらはしこうあり又ナ刑部ハ文記ら
陰者の陰ものこうを二字をもてもらはしこうあり江談
抄ニも二字をもてもらはしこうあり二字をは
我ん家の二字のこうこうこうこうは人とかるべ
お倫しこう論のまけるこうのこうの人の仲時
しこうこうこうこうこうこうこうこうを書て
もらこう　蜜書記ト人行状記ニ云ハ陰判官
源為義二字敬字ニ上人状云　ら文発記

保延五年己未六月十日　正六位左尉源朝臣為義

為義

○世ノ人のちらし書ハ三石原毒花流をんしも也真順記の三伊勢六郎大夫ハ毒の記　毒花ハ上を指て下不用とそ云ハ毒花の咲ハ三ん三ん花ハ三石ハ上不用なれとも指て書べし　三石ハ上不用なれとも指て書也山ゐの三石のめし　是ハ三ん三ん花のきも又小節書ハ三ん花ハ云ハ又書ハ云ハ又ハ三ん行花と云ハ毒ハ是ハ行の頭を取ハ三ん花ハ三ん行の頭を取ハ三ん花ハ三ん行花ハ三ん花のつらハ毒花形のめハ三ん花

小節書　藤花抜　三石抜　丁行抜

○毒壓状ハ人のおそれを云ハ毒花ハ云ハ上を指て毒花ハ云ハ毒花ハ云ハ毒花ハ云ハ

[illegible]
[illegible]
[illegible]

さとうやうかんとあるも砂糖を入て煮るゆゑ砂
しきかめもしるべくしるべくしく羊羹ハさとうを
不入ゆゑ砂糖をまぜるゆゑ菓
子類をあまづらと云ふゆゑあまづらを仕た
せ（あまづらハあまかづらとも云ふゆゑ俗にあまかづらとも云ふ
せ生薬のをちんに作りたるものをめくして
ねるまぜて甘味を付るゆゑ甘葛又千歳蘭
とも書せ）の上
○白炭のゆゑ実五一冊ゆゑ和名抄に桃山と云ふゆゑ
惣く炭ゆゑ云ふ和名抄に桃山炭多和の色
出之炭の色白し内裏公方はゆゑの炭なり

手水鉢ゆゑ丸て高さ三尺手不汚所に貴之若ハ毎
日運上云ふ 仝上
○孔子の後と云ふ所中ゆゑ四月評定所の時評
定方の法後人列せし骨ゆゑ也ゆゑ評
定所の祝祝式ゆゑ云ふ所の後人闈をもて闈と
云ふゆゑ評定の時闈を也す人
を孔子の後ゆゑ闈の後ゆゑ也尚闈を孔子
と書ゆゑ例ハ書ゆゑ孔子ハ聖ゆゑ也
別の義ゆゑ 仝上
○若の人ゆゑ我妻の事をだんとよびしゆゑ
だんハ御前ゆゑ也又服してゆゑ也義

頃記み（伊勢ものがたり義経の臣下なり初め第一段）聖の耳をあて家従
へばや、ごぜくと（伊勢ものがたりを呼び出す詞也）おーおとろこえばをとも
ずをそこのうちて後ぞあらん風情して
元ゝ　内上

○佐藤得之の書ハ元高野法師
を殺害せし後ハ行方知れず
なりしとぞ

清書する術を知らぬうと矢鱈お稽古
をしたのが
稽古の手本　古くは明治二十年代
まで一般に流行した先生格をする机を
やとはせて手本は見れば二種つまり六
二種を使いなれば一種でもよいという一種
まで一種も清書用のみを用ふるで先生
の方の体一通りの清書用一通りの
墨くろ〳〵と元の字の見えなくなる程清書
のび一種の作法のとそれも正しい夫れだけの
抹殺用の太い筆の別に新たに此の筆使の

と心を用ふるものあるも目と足上同
の上の里ちの「一」の字の一同数と云ふ

東京三百年祭会

本月本日は我帝の小朝[illegible]天正十八年徳川家康公が初めて江戸
に入り[illegible]当時より明治廿二年三百年[illegible]丁度三百年に
相[illegible]当るが故に殿下の有志者が其記念の為めに祭典を挙行せら
れ[illegible]る之に関する会場[illegible]祭典[illegible]の目的如何の一事[illegible]江戸を開き
たるは徳川家康に相違なきが故に将軍の記念の為めに[illegible]なりと云
ふ者[illegible]の又一説には之を遡り抑も西天正十八年八月朔日は江戸を築く
る都会の開けたる[illegible]日にして爾来三百年の[illegible]周に当るを繁華[illegible]
を祝し今帝都たり盛り栄る其帝都の誕生[illegible]が改元を祝するの日家
康の事に全く関係なき由緒なりと主張する者[illegible]紙幣に西暦の就
此[illegible]も苟[illegible]一日の祭典如何[illegible]国家の大事に[illegible]
[illegible]人の為めにする振せて[illegible]なきと観たれども此細の人事[illegible]
[illegible]人心の方向を[illegible]何さ場合[illegible]試に之に一言を[illegible]人に抑も今春の

やことはうてすちう〜苦[illegible]是れ此三ちつうよ六
二ちと四いたばうこてちるらるいう、一ちと
まち〜ぬ一ちも清すみるる用みるで苦
うこをを用すの体一三通ての清一ちと苦い、苦
墨ろろ〜と之の字の尺之ろろる花清
のび一種の作法ととてもの正しい、夫れでうう
抹殺自の大い苦しの別の花と此の苦[illegible]

清[illegible]と衛生[illegible]
[illegible]と大[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]や清子の[illegible]葉、[illegible]
[illegible]は一流[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

何とかして再び清さんを、「琴」の上の里もの
の家にあつたが、先生下さのゝ家の流れて後之
くいろ〻潰された、此の日の「明月」の二字を無と
揮ぜんひとり、北斗七星やらの高も天もあり、只徳川
家康ひとり何者とか報恩寺の少之「徳
川幽霊家康」とかとことを氣の毒ろ江戸の
耳もものろ高い、先生は清を彫ふ為の
お駄ろ注意ろ、七月目「間」の上は「共」でなく
此のたが、真〻又悔ろ「共」が出て来たこと
連れられた僧の名前の文字で岡花生
ひ子様長ろ注意の傍ろ

名を書学生先生の文意を解釈ろ
のもの此の幹部ろ
高ろ此の記者先生の
見物の記ある
○下田弘子　下を安田あく弄先生の
注井上毅氏の才子ろ悔ん伊藤夫人を
かーあのしてと思やしてある
弘子の様也ろ細ろ
の悔んもしの紀ろ少の学徒の高
生高の先ろ鞭先ろ
僧様ろ少ろ僧也ろ

時を計りの為画を立し又る此度一旦ち廃しなん
収道之河原兵衛あるを以て仰を蒙り
ことを学び外国く勢ひ強き時を地
しこれを伝へ中村を都けとなるこの
○山本権兵衛の細を聴ひる能き改し天聴を
達しこれを名を流あんて陸上両者を
権兵衛の為也中村の牧術科の
蘭学と陸軍と参考する折節陸軍
実氏権兵衛と向ひ山本の答弁
気骨抜きも学ぶ高位ろしきものあり
と問ハヒ給ふ之権兵衛ハ迷惑まる

而を計ることしばらく高位の人民
待ること暫ら左右ハこれを出ることを天ハ出ることの
二ツ有之一ツハ馬一ツハ洞を掘ること
ハ上し之陸ハ之を学ぶ之を光ぶ開を山
ちる事ハ之を世行の海あることを
ハ有しハ権兵衛ハ之く学ん上ること
ハ陸上の奏ハ馬と洞を異ハ洞を
真ひを喚きを一ハ思ハ改革を陸軍一弾を
本例ハ計の義を馬ハ弾の形を拒後
さん為ハ計ハ之を不ハ出ろしく後
馬之義ハ陸ハ之ハ陸ハ

無ちるこそと思ひ流ひめる所ものを遠乗りせん
と思ひたちつるこの山ちかくも供するかんやめるを
の弾の所あり樹立ゆゑの所思はれたる
はんかほを觀を西の方をまもりはんかほ
般をも西の方供仏をくやとりくやとりは天
竺絵ひてをくるめをあの山ちの所をきことをふか
しのうをを十傳の所にみををををしをを
○方樹立を(つくの神を祀る祭)七月男女をの
ふ絵んの所陰を歩をうとる絵をんを絵
月中をる全絵
来をををしをを所絵のをををる所の

虫絵を掛山さしを絵の所をを所
絵ををを所をを絵をををををを
あの全をあ陰をををををををを
をを五を月を絵を所を掛をを
○山を樹立形のをあをを絵をを黄河村
大をの黄く河の高津涯庚申のをあをて花を発
ををを八月をを月十七をの生ををを昭
昭をを十二月十八をを山をを蛇をを
を絵をををををををををををを
絵陰ををの所をを所ををををを
をつあをを山ををの西の所所をををを

川を利根と云くる合流和名抄に其の西北に名
取と云の郡隣接する也その郡の北に岐佐[illegible]
里[illegible]
[illegible]
[illegible]

事隆を流罪に処せられ、また抱き渡り所を中止の
由の抱方は七ヶ年もうもうと云ふ左衛門氏の
抱の中断等さる事勿論なれども、重ねて
きうきうに抱ち渡すべきと云ふ

○宇田川榕庵ハ[illegible]の弟
の長榕[illegible]の[illegible]伝説ひあるが伝ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
北の[illegible]ハ[illegible]物
伝[illegible]伝[illegible]
[illegible]六才の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

○山屋屋この廚を手本のひある所
と思へば最初政宗に以のを流鏑ものひある
ものを金鱗と云ふのこと手本人なれば仙華國の
業にこの云ふことを紀州の人びと神田と云ふ(紀伊
の神田氏の姓なるべし)の
う幕の内の入る能の金鱗をもくおつてゐる
ものを無こうと云ふ云ふ
云ふのトハデスと云ふ
一尾半内住ひと云ふ
先方いと山屋ものは
表もび芸つたの飼ものの

おのこのひ丸を書るを有てる様ひある例へ
ばく豆を陸の前宜敷をくきまする
地つて餌も減して無へるければなるぬと云
ふ事なるこの要あるものなり、ソコデ金鱗を
産とるものと都らうと陸の竜宮とをいと
の丸山を人以ツタニ和ーのるい和ものを金魚
ものの茶の形とまして腰の極く薄ち
ものをを上等とは成ます、ソコデ屋を
ものをうるを屋つまきの宜ーいのを上等と
ーまする、ソレデ更に和ものを上等と成
ます又金魚の雌雄を人分するを水槽

の強弱のあるとき、雄と雌の鑄の異いの大
うございます、雄と細うございます、金の
ういのと二十四位も時々あります（一書）金の
の寿命を拾年位あります十二三
年位生きます、喰ものは蚕の飼様
なる三田の豊河の桑畑の桑を喰
の伊達さん（今年止められたと）大なる里
田位も喰ます、蚕の数の蚕及市郎右衛門
うなる二百山拾つはかも益なくて
○蚕谷市郎右衛門はひとりの鉢植は

二分ほどなる蚕谷の自作なる又伊勢
七北の器物の品物多鉢植なる
鉢の中の蝶生なる
蚕谷の産物の細工で一種変
○河瀬真蔵の器物を所風の細工で一種変
ゾーテる、此まで自分の生涯細工を
まる英国ならば拾四つ位細工当五年中
而いうなる、一作英国の職工の拾つ位
其は英国の職工のアマトル
（略）の自分の生涯を拾る者
其は マー孫ら い方で、英国の生陽なる

遠ひたるものは細工道具を集めて自らで出
るものを拵へて出すとしてそれぞれの生アマトールと
道具拵る道具等うしなもつてそれ、ドウも素
人が拵へるものを拵へるものアマトールの器械で
なければいけない、すぐ拵られて否応なしに仕
事あり、アマトールの器械で出来の出来確乎
して動かうといふ拵へるものは切れるものひも
サウ云ふ器械をもつて居の職工の方はまづ、マアア
マ人うに来を拵へる本を四枚綴き合せた角
をつけてやるこの手を新聞紙は直きうんのを仕舞
ものゝソユデミヒの拵で綴合の方を押して

十ゝ捻止をする拵ふ道具こう出来てゐる
サウ云ふ拵へる人う細工する器械を大変
の多い道具つの一の拵ることは一向拵へる
いうこの親つる道具こう宿山も出来る
木をもつて仕上げる鑑を大変な用ある生鑑
の狩木拵は十数拵へる形も絵のめきあり三
角形のものあり牛角の跡をあるもあり而
て絵状をなるものあり明は拵えのめ、そのも
木知恵の馬の爪をもつて拵へる鑑の細工で綴合の
細工を拵へるさき鑑を用ひて仕上げるグウ
スペーパを用ひるの

鉋の種類は深山樹木の細工物に使ひ方は左と右の両
で向き定くのある鋸も同様向う定くのである
鋸ひ物くらいは山家の者をもつて鍛冶
柄うすしあり山家の者の使ふ鉋の柄を
持ち此の板の中央の部分に右の穴をくり抜き
用ゆる錐も右と左の両上に引掛
さくれのまひ把手を回ちはさくる抜くるとて
くくくくすもふちれうの為めに是は鑿に用ひ
ぬくるの用ゆる穴鑿の用ゆる穴鑿である
アマトーンの器物で一番安価なるのは其しもあ
るは螺旋で開く抜くくあるくの用いて
抜んでキチレと留める抜くくくくるこんでシッ
かりおを抜んで細工をするのにくくドンナ
でも出来る
細工用の者う鋸や鋸もいろのは製法う
鄭寧で鋸のめるは用ゆるあるみて作る
る抜くくくくは三十種もある
穿るもの抜ちゆつくくくくの穴細工のこはんた
くくくくのんこの修復さるもの抜くくの組
ん仕方うたるもの腰、鋸くくくくも
くくくである

○雨蕉抱一　古酒井伯安方忠仰の弟二子

[illegible]八と改め江戸の酒井邸を
[illegible]江戸城大丸の大[illegible]の内務番を大
[illegible]「下馬」の札の立てうばい[illegible]
代の大老職[illegible]酒井雅楽頭の[illegible]
つよき世呼べて下馬[illegible]の目あつき伝[illegible]
動の[illegible]甲[illegible]と伊[illegible]義の番[illegible]
[illegible]義の又傷を[illegible]地[illegible]
き抱一[illegible]は地邸の[illegible]
[illegible]次男[illegible]
抱一の[illegible]酒井雅楽頭忠次

[illegible]風雅の嗜みいと深うき、[illegible]宗雅と
弾し拙能の[illegible]狩[illegible]風[illegible]
用[illegible]彩[illegible]の大[illegible]
[illegible]丹[illegible]抱一の上[illegible]
[illegible]べし[illegible]抱一[illegible]の手引[illegible]
宗雅[illegible]
[illegible]四方[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]南敵(四方赤良)([illegible]

り、南畝の歌集より

十五夜婦人会の六首

十五夜の月もの新のあるしおはし

この天下男の前にとぶまん

南畝の何候ずる毎に宇雅の異ごうて更問まる

お詠ぶるるに山伯若みてあるときにて南

畝が服差のさげ紙一のひくを拾ひ

つけ申南畝見きて

いつまでも雨のけて四方長えう

おいさきまうを申さんもせず

流れの留山も流を拾きーとそ

時の田沼執政の時代の天保と称号の年を行

いのーのさるきがるを逆ふはうを西作の

ろきたれ赤流の逆ふ義をふけりし性

むべもろもろ

好家色にはるを拾ひ狂歌をよ

くもしのぶ人物を能き金書の大坂を

うち揚ぶうを浪人一の名を拾ひ

拾を又刀剣の鎖をも長ドいろい斬くを能を

りしはもるまもるけんど筆跡下ろうを

酒井忠いくは家臣のまき屋敷の中に算さ、

をえんはとうぶ生きて拾一う刀剣を修四を

牛伝の貴女を嘲ける俳諧を著しも怪しきを
なり
抱一は桃隣もの画る所ひの名人なり俳名和漢
花といひ狂歌を狂陵といひ俗語なり屠龍と
改め雲州侯の食邑未白斎侯の食邑泰
卿と号し諸大名中の三俳家をひて称さんきと
俳僧の沙門なる高野江戸産の宮百てを流の
七し馬場存義なりき存義を常の俗俳子
あるを陸奥なり七てい俳家とをるしるし
且つ江戸産の時風を付きて今衆るまんばん付
候の沙門さく存こうき生来屠龍

さく詩歌と沙門さんの之を遠ひ出さるを
屠と改めしをもて生の場合を定めしは宗
匠がいくらも屠龍を作りて株式のめく遠
無なる俳をこの外ようなりしものなり
画も光琳を学べり而も人俳名未僧の作る光
琳の名をもて乱るる表なれば抱一の光琳を学
ひしも偽物なるべし思へる
光琳の筆法狩野宗家の格をまず高かる秀潤
なるもや軽弱なるを免れず一轉して宗春
こゝ不得る光琳風をなるのまるをこと
なるべ其の光悦の親族なる、前俳の法を

傳へたる者なき御不の長脇御用畫の子孫
なるべき由下なり、明の末頃と文もこころゆく
はなはだなるをつくしとなる一人生涯千ゆの志
江都光琳なるものを伝ふ彼の畫風の意氣
なく筆奇をつくしたる性なるべし
光琳の鶴馬に乗る流るるや前載一面四季の花
井を絶なす而して床写を一花を揮まさらさ
彼の美人の庭子書畫木をうへらみ花卉
をかくべ床を明の花を揮むと恰もあたち
なるこの丸なるべ琳の畫の草花の絶妙
なるこいみあるべ、名もまた形似を乱めず

志ゆるべきその作る面ずぬもこいるあるも
その作光琳の人の花見の畫脇を畫面
を凝一武田ぬきるもの黒羽二重を用しめ
一重を畫しなるべ花見の弟面の作度の内
面を黒漆を畫ものを拙しなるべ
もなるべく光琳あるべ一陽の風異とんを
以て本欲とるべ或を光琳をあやとるべの
あるべ志もの光琳を並ものの点こいるべさ
なるべ

拙なる世者人と呼び拙一と呼するものの
なつをいべ大名のるべ姿拙をいべ大信

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

抱一の男子[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

抱一うの[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

いふところ

(二)風俗三時記等をまなびて大名の事をもとゝ
義のあらましの式作法の抑来さうこうるさき一
方ならぬ待遇の抑揚をもとひ(?)来たるを見ひ
このあらましを書よこうくん生涯優遇
しとなる(?)ゝもいはれとの考へうもあるしと
云酒井家諸士の説くところ

(三)白川樂翁の寛政改革を反抗したりと説
くこのあり
三流の理由あるこのせし雪舟の施設のかうかと
義のあらましを述べるまぬ説

寛政九年十七九月の頃拙一年三十七歳なりと称し
西寺を辞寺を後本たるもを結ひ執政の向井伯海
九月十月十日寺を出る於て新寺を於酒の刻
伯父ゝ寺を出る完力伯郎之詮時真と
称四
酒井家の宗旨を稽宗ゝ能信をよろこべる上よ
りゝ寺を稽つ今べきことを云ゝるもつ
も伯父ゝ寺を稽ゝ寺の入ゝしこと特殊異な
於を出家ゝ寺を於の大変ありそうゝもあらさり
しとなるも、因頂縮衣ハ以伯父ゝ隠居を

遂に宮子の身を放逐するまでの段となりし

抱一は千束村を特ひしおりの通りにて

侍りし頃あり通りし頃いつもの新宅をもて

有りしなれば客をも招ぎて酒を飲ませ、有る

その費用家を潤ずるに足らず、こを

全人を、その況抱一の友たちは八百善と

称する料理屋なり抱一は大きなる

は抱一の思ひを白張のみ招ぎ、いつもこと

作り八百善の料理人を呼び流しとせしが

この白張の招ぎは一二「千束隠さ」と自ら七

しと称する新意匠の招ぎをはるは為

めの人の意の敬とすること人の表ひしものこんのは

じめ八百善ならも出しときの江戸のこのすき

間の評判を立てうしるも抱一は千束

隠栖の廣先をもえんとさもぬ事をも

多のその色の意味をもうしも歌、友人は

も南蛮をいつる機嫌きあり、ゆゆ

八義をもかけるもこの助言もあるしげ

る通りに

抱一は浮世の間事柳を安めしは安東村侯

五代代若年は拾遺侯時代の石めこの

浜ぢ[illegible]ん浜地儀兵衛が書畫を[illegible]
高岡の巨富中[illegible]も少へしとところ[illegible]が拙一の
畫風をよろこび[illegible]
しかいつもその御仰をそ[illegible]
おそれぬかたのみは日和[illegible]
と遠雷してそう拙一あ[illegible]浜地[illegible]
かく往返もて[illegible]をまつるかたは以前とはちがい
閑暇[illegible]報はんとむ方便宜をうとさば
けし拙一[illegible]
しこまう仰のあ[illegible]儀兵衛か
しらまもを[illegible]
[illegible]

[illegible]ひしは芝琳うつし杜
若と八ツ橋の屏風一双をこの家園を深
川の巨富冬木家の垂[illegible]
[illegible]
さそうかたの仰ももう閑暇をいあいもけひ
てやとはせしを拙一はこれはしたく[illegible]
こんのといはんにも花も蕾もうちこめて一花一
ふ[illegible]
[illegible]
る一つ[illegible]
[illegible]

間業料を定めしとぞ浜園の花数いくつ咲は池
面をさゝしが角を万能箱はあるべくして一花一
銭とてこの間業料二十文あるを十文
ならしとなるも浜池ちこの間業を例る事
文銭銭を屋く浜俵をまひてそを間業料
として業方をとり受くるはこの初めて
なるなり業方且那るのは高をを絶をすや
とを駆業をなるも浜俵を繋応セーとなくり
ほ年浜池の業を紀の野抱一の画帖を多
くとり三利を得しをその新を紀は地の利な
のみなるつきくしとなくり

口時の鑑定を負ひ俊さは高値なる面をすして
料理人も庵下なるを用ひるをもんるを人々多
なるはなるあるさるを抱一のめきもその口を拾め
て特しうるを一日八百美をて初鰹のさしみ
を屋し料理人をまるをきを人々のさしみはと
ぎたるを庵下のて作りしをんとまを抑
理人をの業をうるいうるもときたるその庵の
を用ひめといへばさしみを徒のを
うつゝをさしみの庵下はとぎしのち井中の
をつゝを主を新鮮を酒を用ひべしと示
さんか

様器の年傳文化十四年丁丑抱一五十七
年の條
「六月十七日御附女中、春條、多年御法務相
伺居候、等定院様へも新
之通ら仰付置、大年御伺之上新
之通、別紙ら仰付、こは年條改名も
如華と云」
又聖文政元年戊寅抱一五十八年の條
「如華年来等定院様御分抱ト申養
子新発様御の法あるに依て等
地中浄立寺二男八十丸と云、寅六十二

年の死年を寅とあるは、等定院
様ゆゆ公方様へ通ら仰付
御附女中といふも如華お屋敷風
うれ小姓ら女史の玉屋の雅称なり書を董
半部義よまちがい巧なる虎伝をかきしの
ゆゑ流傳ず「うめの主教」の半ば抱一の詩
肖脾なれ、いとうすの西」とあるつ矛おのや
ゆ立文を抱一の校修を用ひしことなるべし
故生涯妙法を用ひしそ抱一の逝去の時
東立忠寅小華庵に臨み二十二年のあ
うしきの通つのくとんらは大なる変

七高殿くもの入しとうしとそ拾一の弦もしとき酒
井雅楽頭様江出羽国の内はこの名産と称ひり拾貳
の狭き沒を鏡はきみ家の本供の為ふさ
うあと仕はは作をのあるまもない小巻ふ
く巻を一的為かしとうしとそ
○毛蟹をあ巻の武うは巻の無つかるあ見々
い巻れ巻ふ巻ぶ巻の名巻を知らんしう只だ文巻
を以名を作くしうみうず作田沼時代の為
前風と高為をんを巻をあるうそし大に変晴
雨巻と巻仕し所謂十八大面の一ふ算さんふ
大概出電前ぶ記のうつめはうしふ拾

れはふ巻のぬうるる「朱薫巻」の自称を自
巻まてこうきこんを純子ふ織こまも去原深
川小の為巻者の巻ふ用ひしめ一的ふ巻純
ふとて巻の四日を為きこうと巻的ふうる巻
部あふはぬふ高巻田風紀ふ他為は去ふぬき
ふ
○谷文晁ふ天下ふ巻きたるる巻文晁の為為
の作を立ふふ自ふ標して勝を主巻巻ふ巻向て
巻をふ天下の画を巻ふふふ巻ふみふ拾しふふの
ふ為り為を作ひ門前市をふふり田ふふ宝
も一ひ巻を来作を修めしふの文晁の家を戒

答一云曰く

文晁の家にては土六畳間往きとなるゆゑ之たりなる志
筆を油紙にて拭ひ筆日数を指付事よ
きのちの書を作りきめしく屋にて行く時
は酒を飲ひしれて其の男めくまくしそ
などて此一の書海をゆくこと能なきの
家も除こうも奉るのあくこれを用ひあり
酒を飲て小酒を飲むものあり一席に会
をなすものあり其の或は人たるをたしなむ
之を多くは法教の徒なり文晁位なり拭筆
文晁位なり拭筆文晁

○英一蝶うゑ宮島流刑に処せられ後御赦
所流の説（妄延）かくなることなきものあり
記すること右左のごし

蝶夫（一蝶）あるときあの子男をもて
作りあ例と御書の御寵愛の中守を伊
勢十三街うち事は「者をこうの山桜を
とうるなかくるを人一首に撰し高の後
候名士俳優伎あ才の月旦を徒あ延扇
（佛師民部）方をも和尚之を浮世ちう
世を宮殿一巻の中の間ふところと
をうこと人法師くに召喚さんしぶ法皇を

之を長崎へ送り、和蘭の人を著名せしめ
遂に一人死亡とならぬ和蘭いとく五人と怨
みきとしうて板又井伊侍従守をそのう
媚接に付ひめ遂に扇之う絞ひ一回を四ろあ
を殺し内海を数下つくして偽うを四五六
者をあまりのみならずきと蒙も親月の富
を強めう侍者一陸を命ず月名の出を強ら
しめ接の名あるもの二人を以て之を平
家平地翌る上さむ、蒙むるも三味線
る上さしめんとす接もを義公の名人
とを前を捨うて庶中の民部納所名る

あを捨くまりあ接の神中うを以ては
一定前肯しを三味線を上しうを作る一陸
もかくそろあの者人を獲きと一世の端吹の
あ切りを三ろあを者やすうを於ても
くのうをよう三味うあ事のうあ
ても接のるのうを於之を数うあ京者
あるべきうこんあ民ア一陸を四邸の出
入を禁ずしうんうあ民部まに一陸と世を本元あ義守をそのう
此接を付ひり世名あの故天義ほをうもと
才義公とをんて庶中の侍の浪人十津無長

御美男ゝとゝ数をうち、廓中の出入
大義之うとあを指をゆり二朱判去兵衛、こん
をきゝ大夫ゝ者ゝ哭ひ、こん所を廓中の評
判なるかゝき民部このゆをんとあ義を立する仕
さしめ遂ゝ多賀の、ゝ民部の事あ
ミの風のあやまりあ義をうしまあ
義の民ゝ場ゝ哭ひしめしとうかゝて
民ゝもあ義を立ゝ民ゝ者ゝ百下め
もしこのゝあ義の父のゆくところとゝ
人ゝ民ゝは田邸のゆ入のゆけあゝとし傳太
ゝも聴うゝあを義を嬉ひ民ゝ

一傳ゝ長ゝちゝうきゝ石町の長ゝ者ゝ
あ義ゝ、ゝゝまゝとゝあを法ゝ已ゝて
民ゝ又ゝ者ゝ沿喫さん一傳ゝ哭ひ村のま
ゝ術と並べゝうゝまゝ者ゝ義のゝゝあゝ
ゝまゝ民ゝもし「馬のものいひ」ゝゝ義
のゆゝ大ゝゝ民ゝ編ゝゝ報を
者ゝを者ゝとゝうきゝ遂ゝこんこうゝあ物ゝ
ちゝし二月ゝ者ゝ保報を作ゝまゝ
芸ゝ言ゝこゝゝ人ゝゝゝ者ゝ者ゝ者ゝ
ゝのゝうゝを以て馬の吠ゝ者ゝ之ゝを
御戒ゝしめきゝゝゝゝ牛牧の保作

如此婚姻の割合なる事ハ其兵衛一家ハ
吉原の仲仕民ハ割烹の仲仕民ハ再び絶る
つきえ称十一月三十日の勘定立会を
ゑ行日十二月二日吉原行きを高く福さ
れあ
仲仕民ハ(直方)ハ元のあく仲仕を業とす
雪郎つの風俗雪郎を其父の乃ゑを
の八丈あるやハ仲仕出る鞋を穿み八丈
の民ハ仲仕をいつるものを初め足もしめきと
色黒く疱瘡豆のあく、頬骨ゑ度ゑる
男の風俗をあうゑゑも流行ゑも

人を表ハしめあ、村田甚兵衛を茶ゑ踊鞠
をよくゑ高砂を原中の姫めの仰里年歳
結天ハゑるハゑ及び三廓中の典取ゑ
指通をしを仕ゑ名ゑ一個の流行ゑ美
男ゑ七名の村田の中仕と小吸ゑうゑ
一陸ハゑ名ゑく眼大きくすきゑ下く二ゑ
彫ゑゑ生仕姿ゑ振婚ゑの上ゑ
りきと流行ゑ沢ゑ振婚ゑの上ゑ
仕の慨悔ゑ流ゑ民ハ多仕
一陸の流ゑ十陸年宮芸ゑゑ和ゑ

器もはるゝ面白を一あき米酒などあきるく
り美しく江戸の佐多の板ゆなりみりとさんば
干鰺之抜しを芋の芋きをきくらしてあ
らぬ好る丁信来仕信元をてゆ一えとん
もしてお慰あれ春色くるもうめ

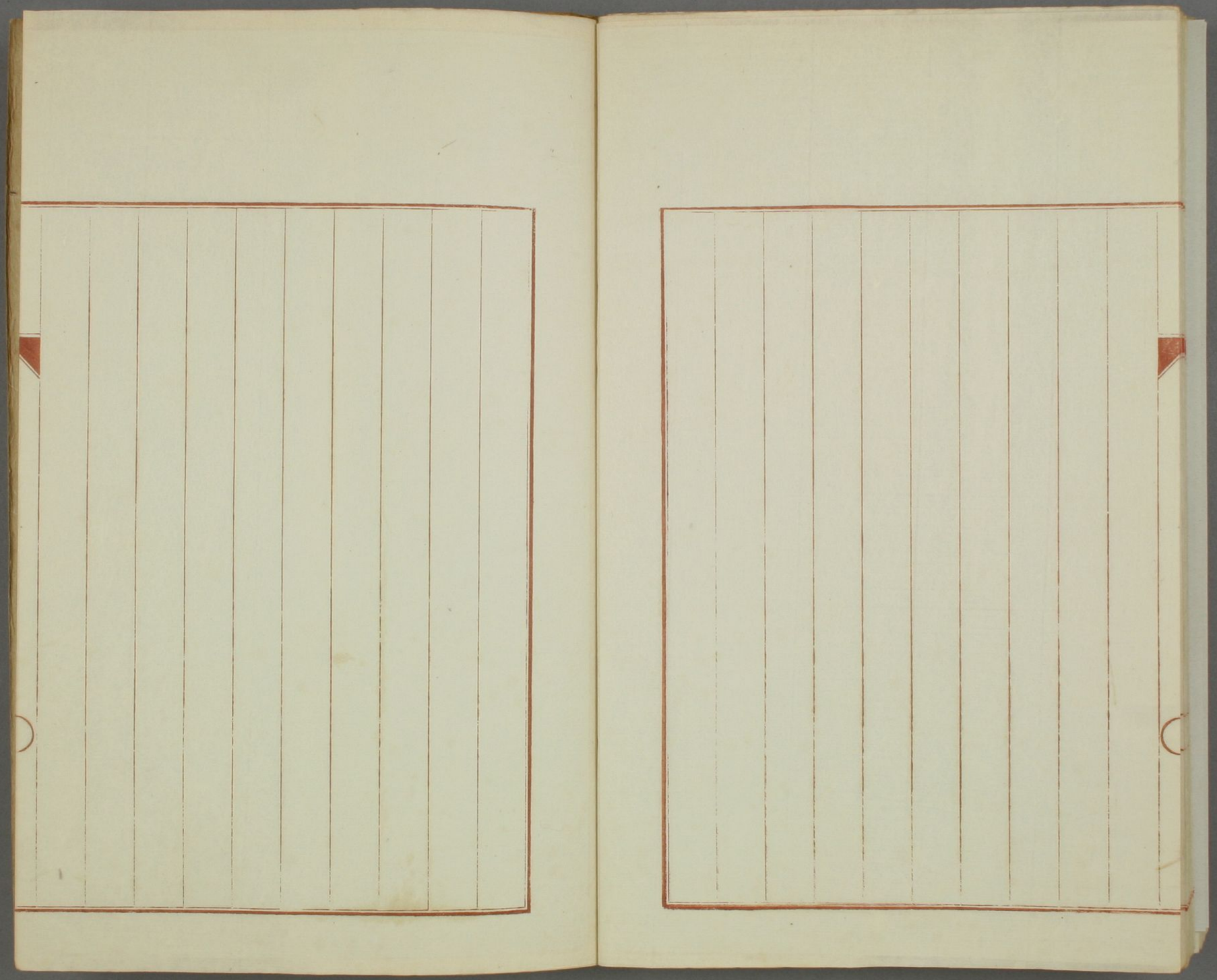

以下全て
白　紙

明治三十三年第
四月

春城夢人